吉備中央町空き家リフォーム事業補助対象工事の例

番号	工事の内容	対象 可否	備考
1	空き家の居住部分の改修、一部増築	0	
2	屋根・外壁・柱・基礎・棟天の改修、内 壁・天井材等の張替え	0	木造住宅耐震改修事業に該当するものは、その事業で実施する。
3	塗装・コーキング・雨樋の取替え	0	
4	サッシの設置・取替工事・ガラス・網戸 の交換・ドア・ふすま・障子等建具の取 替えや畳替え	0	本体工事 (1,2,5 いずれか) と同時に することで対象工事とする。※1
5	台所・浴室・トイレ・洗面所の改修、換 気扇・空気清浄器の設置	0	%1、%2
6	電気スイッチ・コンセント・屋内配線等 の電気工事・床暖房設備工事	0	LED照明器具に改修する工事。※1
7	給排水衛生設備工事(水道管、排水管等)	0	本体工事 (1,2,5) に付随するものに 限る。
8	システムキッチンの設置	0	IH クッキングヒーター、オーブン、食器洗浄機については組み込みものに限る。※1
9	カウンター、棚の固定設置	0	住宅本体に固定するものに限る。※1
10	床、建具等のバリアフリー化、手すりの 設置	Δ	他の助成等受けたものは対象外
11	合併浄化槽の設置に伴う修繕工事	Δ	他の助成等受けたものは対象外
12	住宅・納屋等の一部撤去のみ	×	
13	空き家の居住部分以外、店舗・事務所部 分の改修	×	居住用に改修する場合は対象
14	家電製品(テレビ・エアコン・冷蔵庫等) の購入	×	
15	住宅と別棟の車庫、物置の設置、渡り廊 下で住宅につながる棟(離れ)の増築	×	
16	門・塀等の外構工事、ウッドデッキ・パ ーゴラの設置	×	
17	広告・営業看板等の設置	×	
18	この表に掲示のない工事	Δ	個別協議による

- ※1 物品、機器のみの購入は対象としない。(LED球、畳、便座交換など)
- ※2 給湯設備の改修は、台所・浴室・トイレ・洗面所等の改修とあわせて行うこと。